

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和4年7月25日(月)13:00~15:00
場所	市役所北館3階 ミーティングルーム2~4(事務局、傍聴)、ウェブ会議
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道、池本 秀康、福島 健太、和田 周郎、三芳 学 柳橋 亜希子、森 信行、小野 りか、安達 昌宏、中山 裕雅 欠席委員 村岡 由美子、岸本 和子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、知北 早希、平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 田嶋 修 芦屋市高齢介護課 浅野 理恵子
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

- ア 地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)に基づいた今後の取組の方向性
- イ 権利擁護支援センター運営委員会報告

(2) 協議

- ア 市町申立てにかかるスキームの見直しについて
- イ 身寄りのない人への支援における支援者共通ガイドラインの作成について

(3) その他

2 提出資料

令和4年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

オンライン会議(Zoom)での注意事項

事前資料1 地域福祉計画に基づいた今後の取組の方向性

事前資料2-1 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

事前資料2-2 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数

事前資料2-3 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況

事前資料2-4 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

事前資料3-1 市町申立てに関する実績について

事前資料3-2 成年後見制度市長申立ての流れ

事前資料4 身寄りのない人の支援ガイドライン企画案

当日資料1 病院ヒアリング調査結果

### 3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまから令和4年度第1回権利擁護支援システム推進委員会を開催いたします。

新たな任期の委嘱、任命をいたします。本来市長から委嘱状等をお渡しするところですが、オンラインでの開催のため、事前資料と一緒に委嘱状等を送付いたしましたので、それをもちまして、交付とさせていただきます。

続きまして、会長、副会長の選出に移りたいと思います。会長については、立候補もしくは互選で選出し副会長は会長が任命いたします。どなたか立候補される方はおりませんか。なければ、推薦をされる方はおられませんか。

(三芳委員)

これまでも会長をしてくださっていた竹端委員が適任かと思います。

(事務局 吉川)

ご異議はありませんか。

ご異議がないため、竹端委員が会長として選出されます。

竹端委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

(竹端委員長)

長城委員にお願いしたいしたいと思います。

(事務局 吉川)

では、長城委員に副委員長をお願いしたいと思います。

それでは、委員長、副委員長ご挨拶をお願いいたします。

(竹端委員長)

兵庫県立大学の竹端です。権利擁護支援システム推進委員会に初めてご参加いただく方も数名おられるようですが、実質的な議論をしており、芦屋市の権利擁護に関する様々な課題を出しながら今後の権利擁護施策を考えていくすごく大事な場です。皆さんと忌憚のない意見交換を繰り返していきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

(長城副委員長)

引き続き副委員長を拝命いたしました長城でございます。各分野の専門の先生方と一緒に議論していくということでまた2年間よろしくをお願いいたします。竹端委員長を支えて努力いたしますので、よろしくをお願いいたします。

#### (1) 報告

ア 地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づいた今後の取組の方向性

##### 【事前資料1 地域福祉計画に基づいた今後の取組の方向性】

(事務局 吉川)

報告アの地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画）に基づいた今後の取組の方向性の前段として、権利擁護支援システム推進委員会と権利擁護支援センターの機能について説明します。芦屋市地域福祉計画の26ページをご覧ください。こちらの冒頭に平成22年7月の保健福祉センターの開設に合わせ、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置しましたとあります。また、権利擁護支援システム推進委員会は権利擁護支援センターの開設に合わせて設置しました。現在権利擁護支援センターはNPO法人PASネットと芦屋市社会福祉協議会の二つの法人に委託をして業務を遂行しております。

この委員会の目的・取り扱う内容は、芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱の第1条、高齢者、障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策、高齢者、障がい者の権利を守るための支援策及び芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援

システムの推進と検討を行うために権利擁護支援システム推進委員会を設置するとあります。また、取り扱う内容は、第2条、権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること、権利擁護支援システムの改善に関すること、芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること、権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること、権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関することとなっております。これらの取り扱う内容に基づき権利擁護支援センターの活動・運営に限らず、市全体の権利擁護支援の推進について検討、課題について権利擁護支援センター、関係機関、行政で取り組んでいます。

これまでの具体的な例としては、虐待対応として高齢者や障がいのある人への養護者、施設等における虐待対応マニュアル作成、虐待の相談支援を進めていくための定期的な進捗管理を行うための仕組みの検討、成年後見制度利用に関しては法人後見の体制整備ということとNPO法人PASネットの法人後見に加え、社会福祉協議会の法人後見の2社での法人後見の整備を整えています。また、市民後見人を養成し、現在2人の方が社会福祉協議会の後見監督人のもと権利擁護支援センターの活動支援を受けて活動していただいております。地域の権利擁護意識の醸成に関しては、権利擁護支援者の養成研修の開催や障がいのある方の相談機関と協働して、地域への啓発活動も行っています。後ほど出てきます協議課題に挙げている「身寄りのない人の支援」のような、個別の事例から見える課題、またその課題解決に向けた研修や新たな事業、調査の企画実施なども行っております。

これらの取組は、この委員会に諮り意見をもらいながら実施しておりますので、引き続き本市の取組に関して意見をいただきますようお願いいたします。つづきまして、計画に基づいた今後の取組について担当より説明します。

(事務局 知北)

地域福祉計画をご覧ください。昨年度本委員会にてご意見を賜り作成した、地域福祉計画の「<施策2>地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」の中で現状を踏まえ、下段に記載している3つの課題を抽出しました。またこれに対し、4つの取組の推進方針を定めました。この4つの推進方針に基づき、これまでの取組や課題などをまとめたものが事前資料1となります。

推進方針の1では重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制の整備をすとしており、計画の3ページをご覧ください。重層的支援体制整備事業は属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業です。支援の対象者は福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、などの課題を抱える全ての市民であるとしており、その基盤となる権利擁護支援との一体的な支援体制を整備する必要があります。

これまでの取組は事前資料1に記載しています。本計画を策定するにあたり、部署横断的に組織された検討チームで包括的相談支援体制について検討してまいりました。また、地域住民や専門職向けに「気づきのポイントチェックシート」を作成し、早期発見、相談できる仕組みを整えました。今後は福祉分野以外とも庁内連携を促進させることが必要であると考えています。次に推進方針2権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成では、これまで市役所内や市民向けに各種研修を行ってきましたが、地域の中での人材育成に加えて、支援が必要な人の発見機能や繋がる力が弱い人へのアプローチについては中長期的に検討していく必要があると考えています。これは後ほどの、身寄りのない人への支援課題にも通じる話であると考えています。推進方針3高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実では、昨年度はケアマネジャー向けの虐待防止研修を行い、市役所の福祉部に配属された新任職員向けには可能な限り毎年虐待防止研修を行っています。また虐待なしと判断された場合においても、再発のリスクがあるケースなど気になるケースに関してモニタリングを行っています。課題としては研修の範囲が限

定的であることや、まだまだ地域において虐待を気づきにくい、気づいても言いづらいということがあるため、市民や地区福祉委員会等、地域で見守り活動をしてくださっている方に対しても研修を行い、地域における見守りの目を育てると同時に広く専門職にも研修を行う必要があると考えています。推進方針4成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促すとしている中では、身寄りのない人の支援課題を把握するため、市内3病院を対象としてアンケート調査を実施しました。また出前講座などを通して制度の周知を図ってきました。今後はアンケート調査の結果をもとに支援ガイドラインを作成することや意思決定支援にかかる取組の充実、孤立を防ぐためのコミュニティの確立について重層的支援体制整備事業と連携しながら進めていきたいと考えています。

(竹端委員長)

事務局からの説明に意見や質問などいかがでしょうか

それでは私から質問いたします。確認的な質問になりますが、前年度本委員会で議論した内容を反映していると捉えていいのでしょうか。

(事務局 吉川)

策定前に本委員会にてご意見をいただいたところも反映しておりますし、計画書27ページ「計画策定に関する会議等での意見」に計画の中に、ご指摘をいただいた事柄は記載し、計画と一体的に取り組んでいけるようにと考えています。

(竹端委員長)

スキルアップが必要であるなどの記載が委員会で出た意見ということでよかったですか。

(事務局 吉川)

その通りです。

(福島委員)

人材育成については、西宮市では市内福祉関係機関全般の中で新任職員、中堅の職員、管理職向けにプログラムを作成できないかと検討を始めています。離職が多いことや継続して職に就いていただく環境を作るため、単に専門性を向上するだけではなく、指導の仕方や働きやすい環境を作るためにはということを含めて人材育成のプログラムを作成しようと考えています。参考になればと思いお話をさせていただきました。

(竹端委員長)

西宮市で行われていることが、芦屋市で使える可能性があるのかという点について追加でお話いただけますか。

(福島委員)

西宮市はこれから始める段階ではあるけれども、芦屋市の人材育成を関係機関が集まり、作り、関係機関みんなで使っていくことは有効であると考えています。

(竹端委員長)

どのようなプロセスで内容を決められたか等教えていただけますか。

(福島委員)

これから決めていくことにはなりますが、PAS ネットだけでなく、西宮の事業団や社会福祉協議会などと集まって内容を考えていくことになると思います。

(竹端委員長)

地域福祉計画にある「虐待対応のスキル不足を感じるので、支援者の人材育成・スキルアップが必要」という内容について、今の芦屋で必要とされているものは何なのかを様々な事業所が集まって、議論しながら必要な研修を組立てていくプロセスを走らせることが大事なのではないかというご意見であったと理解してよろしかったでしょうか。

(福島委員)

はい。専門的な研修もそうですが、そもそもの社会人としてのスキルや指導の方法等も含

めた研修内容にすべきではないかと思えます。

(事務局 吉川)

現在、様々な人材育成が求められていると考えております。当然、虐待対応のような権利擁護に特化した相談支援や、重層的支援体制整備事業ということでは、虐待に限らず、広く権利擁護や障がいのある方や子どもに向けた新しい見地での人材育成も必要であると考えておまして、どの切り口から研修を考えていくのかという点があります。また各分野で既に実施されている研修もございますので、整理をしながら一緒にできるものは連携して取り組み、新たに必要なものは新規で実施できればよいと思えます。また、地域福祉課の中での案ではございますが、庁内の関係課が集まって、研修の必要性などの意見出しをしながら、研修の骨子を固め、できるだけ早く人材育成の体系的なものを考えていくことができると思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。また中間経過も報告していただき一緒に考えることができると思えます。では次の報告をお願いします。

#### イ 権利擁護支援センター運営委員会報告

【事前資料2-1 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告】

【事前資料2-2 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数】

【事前資料2-3 令和3年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況】

【事前資料2-4 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画】

(権利擁護支援センター 谷)

6月30日に実施しました運営委員会について報告させていただきます。事前資料の2-1から2-4に沿って、令和3年度の事業報告および令和4年度の事業計画、専門委員会の構成についての3点を協議しました。

まず、令和3年度の活動状況報告について、専門相談に関し、法律職と福祉職の共同型の権利擁護専門相談を臨時相談として区分ごとの集計は事前資料2に載せています。内容は、成年後見制度や債務整理が非常に多いです。職員による専門相談は昨年度の比較を載せています。2点修正ですが、事前資料2-1②専門相談員による相談・支援のR3年度新規相談件数は285ではなく事前資料2-2にあります292が正しい数字です。また、継続が3,818となっていますが3,811が正しい数字です。修正をお願いいたします。相談対応件数も増えてきており、区分ごとの件数は事前資料2-2の上段の表です。新規件数の表で「警察」とありますが、これは警察からの虐待通報件数になります。相談内容は下の表で、成年後見制度、金銭管理、債務整理の順で多くなっています。

事前資料2-1の2ページに虐待対応のデータを載せています。上段が高齢者虐待、下段が障がい者虐待です。表の下の判定率、認定率、終結率に関してここ5年の数字を出しています。通報件数を見ていただくと、高齢者虐待がこの4年で倍になっています。障がい者虐待については、4年前に比べると4倍弱になっており、虐待対応の件数や会議開催件数が増えてきています。この点について、運営委員会で委員の方より、対応機関の負担はどうなっているのかというご意見がありました。それに関しては、通報時点や初期の聞き取りで状況が明らかなものに関しては、そのような事実確認をするかということを決める情報共有ミーティングと虐待判定を行うコアメンバー会議を同時に開催したり、同じ日程に複数の会議を開催したりしています。

高齢者虐待、障がい者虐待ともにいえることですが、通報増加の要因の一つとして警察からの通報が増えてきています。全国的に増えてきていますが、虐待疑いがあるものに関して対応機関に通報すると決められたため、親子喧嘩や夫婦喧嘩に相当するものが警察内で通報

されています。全体における警察通報のここ5年の割合を、画面共有させていただきます。令和元年度から増えてきていて、令和3年度では4割を超えています。割合もそうですし、全体の数字も増えてきています。虐待対応について運営委員会で、虐待がなかったと判断されたケースのその後についてどうしているかという意見がありました。これに関しては、虐待がなかったと判断されたらそこで対応を終了するのではなくて、虐待のリスクがあると考えられるケースに関しては、ケースに応じて関係機関の見守りやモニタリングを行って状況を把握し対応する体制を作っています。

事前資料2-1の後見センター機能についてです。権利擁護支援センターでは、社会福祉協議会とPAS ネットで法人後見を行っています。表は令和3年度末の数字です。社会福祉協議会の後見監督は、市民後見人が受任された場合に監督人として、芦屋市では社会福祉協議会が監督人を務めています。現在は2件です。

次に事前資料3の権利擁護支援ネットワーク事業やその他事業についてです。養成研修は隔年ですが、一般市民の方に権利擁護支援に関する講義を半年ほど受講していただいた後、人材バンクに登録して権利擁護支援に関する活動に携わっていただいております。今回初めてすべての講義をオンラインで行い、14名の方にご参加いただきました。1日だけ新型コロナウイルス感染症が落ち着いた時期に集まってグループワークや意見交換を行いました。

5ページは活動状況についてです。新型コロナウイルス感染症があるので、以前に比べて少なくなっています。高齢者施設に赴いて利用者の方とお話し、その中で相談内容を施設につないで、改善していくという全国的な任意事業の介護サービス相談員派遣事業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施できませんでしたが、令和3年度は8月から試験的にオンラインで工夫しながら活動しました。

次に6ページの主な事業について報告します。65歳以上の市民の方を対象に年に5日間、「ろーすくーる芦屋」を開催しました。終活をテーマに講義を実施し、10名の方にご参加いただきました。

7ページに記載している結果の詳細については事前資料3をご覧ください。8ページのその他事業では、病院における身寄りのない方の調査を実施しています。これは身寄りのない人のガイドラインにつながるもので、その議事の際に説明します。

専門委員会の実施内容事前資料2-3の裏面に記載しており、1回目は市民後見人の候補者の推薦と受任の適否について検討し、2回目は受任候補者の推薦を検討しています。その方は現在市民後見人として受任し、活動していただいております。3回目は法人後見の受任の適否について検討しています。

次に令和4年度の事業計画です。権利擁護従事者向け研修のテーマは意思決定支援を予定しています。また、終了しましたが行政等初任者向け研修や毎年している虐待対応従事者研修を、今年度はセルフネグレクトをテーマに対象を絞った形で研修を企画しています。その他、虐待対応マニュアルの改定を進めています。

(2) 権利擁護の普及啓発にある障がい者虐待防止研修は、毎年の施設従事者向けの研修ですが、障がい者虐待防止法に基づき4月から設置を義務付けられている虐待防止委員会の運営をテーマに、既に虐待防止委員会を設置・運営している事業所に登壇いただいて発表いただく研修の企画を進めています。

令和3年度実施したケアマネジャー向け研修の、障がい者支援バージョンとして、障がい支援専門員を対象に意識調査と研修を年度またぎ、今年度は意識調査を企画しています。

(3) 人材育成の活動支援は、権利擁護支援者養成研修の代わりに、人材バンクに登録している方のフォローアップに注力できればと思っています。

(4) 中核機関の機能強化では、親族後見人向け研修や、後見人と支援者の連携に関する調査、意見交換会ができたかと思っています。これも年度をまたぐ形になりますが、中核機関

の後見活動支援の内容として企画をあげています。以上が今年度の事業計画の報告です。

最後に専門委員会の内容についてです。虐待や市長による成年後見制度申立てや法人による後見人受任など、権利擁護支援事業の専門的な検討する場として権利擁護支援センターの運営委員会の中に専門委員会が位置づけられています。これまでは司法関係者や医療保健関係者や介護サービス事業者で構成されていましたが、複雑で困難なケースが増えているということから多角的で幅広い知見が必要ではないかということで、構成員に学識経験者を加える形で運営委員会のなかで諮り要領を変更しました。具体的には大阪公立大学の鶴浦先生に加わっていただきます。以上3点について、運営委員会で報告・協議しました。

(竹端委員長)

ありがとうございました。昨年度の報告と今年度の取組について報告をいただきましたが、委員の皆様からご質問・ご意見いかがでしょうか。

(三芳委員)

6 ページ目の視察対応について質問があります。権利擁護支援センターは全国でも早い段階で立ち上げられて、以前から視察対応が多かったと思います。去年も大阪から来られていますが、どのような方々なのか、どのような部分に関心を示されて視察に来られるのか教えていただきたいです。

(権利擁護支援センター 谷)

行政の方がほとんどで、きっかけは中核機関の設置だと思います。これから設置・運用していこうということについて、他市の状況を確認したいということで、芦屋市では権利擁護支援センターが以前から中核機関と同様の機能を有しながら活動してきたので内容などについて中核機関の設置についてよく聞かれます。三田市や西播磨成年後見センターに関しても同様に、中核機関としてこれからどのように運営していくかということで質問されました。

(三芳委員)

ありがとうございました。

(竹端委員長)

新型コロナウイルス感染症が流行して2年が経ちますが、昨年度のことを考えた時に、新型コロナウイルス感染症1年目と2年目での違い、あるいはますますこのようなことが見えてきたなどありましたら、教えていただいでよろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

事前資料2-1の3ページの後見業務に関しては、施設や病院で面会を行う際にオンラインでの面会ができてきました。他には、支援者間の連絡調整の数が2年前と比べて減ったところだと思います。病院で面会できない状況が、成年後見の申立て時には面会対応をしていただくなど融通をきかせてくださっています。また裁判所も調査官面談を電話による面談にするなど柔軟に対応いただいている印象です。

(事務局 吉川)

先ほど新型コロナウイルス感染症の影響に関して、介護サービス相談員派遣事業について、令和2年度は中止していたのですが、昨年度は聖徳園と愛しやの2か所の事業所でご協力いただき、オンラインで活動することができました。和田委員は愛しやの施設長でもあられますの、ご感想などをいただけますとありがたいです。

(和田委員)

限られた形ではありますが、全く面会がないのと面会があるのを比べたら、利用者の方というより職員の意識・感覚が違うように思います。コロナ禍前には、家族などの来訪者がいて、外部の目にさらされているところがありましたが、コロナ渦では閉鎖的になってしまいました。そこで相談員の方が利用者のみなさんと話しをすることで外部の目が入り、職員がしっかりしなければならぬという意識に多少なりともなるのではないかと思います。利用

者の方に関しては、相談というよりお話し相手になっているのではないかと思います、外との接触ができていないのではないかと思います。

(竹端委員長)

新型コロナウイルス感染症流行前だとご家族との面会も含めて開かれる機会があったが、そのような機会が制約されてしまった部分を相談という形にはなるけれど、施設を外に開いたり、閉鎖的でなかったりするような補助線になったということですか。

(和田委員)

そうです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今年から委員になられた方が半数いらっしゃるの、谷センター長にお伺いしたいのですが、全体を通して権利擁護支援センターが担っている役割で、昨年と変わらないところや、ここ数年でこのポイントは変わってきたのかなど、教えていただいでよいでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

私が感じている範囲ですが、虐待の件数が急増しているということや、成年後見制度の相談や申立ての支援の件数も増えてきています。繰り返しになりますが、虐待の件数が増えると会議の件数も増えて、負担が増えてきていると感じています。他の事業では法人後見や金銭管理等の福祉サービス利用援助事業は横ばいだと思います。一般相談で増えているのはおひとりさまの相談です。一人の方や身寄りはいるが遠いや疎遠だという方からの相談が増えているという印象があります。

(竹端委員長)

ありがとうございます。虐待が増えている背景は何かありますか。

(権利擁護支援センター 谷)

一つは先ほどお伝えした、警察からの通報件数が増えていることです。もう一つは新型コロナウイルス感染症が関係しているのではないかと思います。福祉サービスが停滞して、障がいのある方の通所ができず家族と密接に過ごす時間が増え、虐待が起こったということが見られました。他にも、虐待の気づきや通報の啓発を行政と連携して行っていることだと思います。昨年ケアマネジャー向けの研修を実施したところ、研修後に数件、ケアマネジャーから高齢者生活支援センターに相談や通報があがったということがありますので、研修や啓発の効果があったと思います。

(竹端委員長)

柳橋委員にお伺いしたいのですが、ケアマネジャーからみて虐待が増えたり、しんどい家庭が増えていたりと感じることはありますか。

(柳橋委員)

担当する利用者の方の家庭状況にもよるので、自分が担当している中では何人かはいらっしゃいますが、増えているという実感はないです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三芳委員、障がい分野でも増えてきているのでしょうか。

(三芳委員)

先ほども話がありましたが、福祉サービスが停滞することによって、ご家族との距離が近くなってトラブルが発生するということもありますが、ご家庭の中で経済的に新型コロナウイルス感染症の影響で困窮してしまい、精神的な不安定さで障がいのある方にあたってしまうということがあるのかなと思います。新型コロナウイルス感染症による精神的な不安定さから精神障がいのある方の虐待通報が増えてきたのではないかと思います。

(竹端委員長)



ありがとうございます。協議事項に移りたいと思います。事務局お願いいたします。

## (2) 協 議

ア 市町申立てにかかるスキームの見直しについて

【事前資料3-1 市町申立てに関する実績について】

【事前資料3-2 成年後見制度市長申立ての流れ】

(事務局 吉川)

事前資料3-1と3-2をご覧ください。市長申立てとは成年後見制度を利用する際に、家庭裁判所で申立てを行うのですが、ご本人で申立てできる方に関してはご本人や親族の方で行っていただきますが、ご本人が認知症で親族がいないなど、様々な要因でご本人や親族で申立てができない方で成年後見制度の利用が必要な方に関して、市長申立てとして行政がご本人や親族に代わって申立てを行います。実績では、芦屋市において高齢者（高齢介護課）に関しては平成29年度に3件、平成30年度に1件、令和元年度に1件、令和2年度に5件、令和3年度に0件でしたが、令和4年度は6月末時点で1件となっています。虐待対応の方と身寄りのない方で生活が立ち行かなくなると金銭的な管理が必要な方、独居の方で、入院などによりADLの低下に合わせて認知機能が低下され、ご自宅に帰ることができなくなり、契約が必要だがご自身で契約することができなくなった場合などに対して申立てをしています。障がいのある方に関しては、件数が少ないですが、平成29年に虐待対応ということで1件ありました。令和4年6月末時点では0件ですが、令和4年7月に3件の方の申立てをしております。

また、参考として下部に成年後見制度利用支援実績を載せています。成年後見制度の利用に関して市では申立ての支援に限らず、利用される際の業務の報酬を払うことが困難な方、例えば、生活保護受給者や生活保護の受給には至らないが生活に困窮されている方などに対して、専門職が就かれた場合の報酬助成や申立て費用の助成を行っております。こちらに関しては高齢介護課、障がい福祉課ともに右肩上がりです。利用者が増えています。市としては、独居の方が増えていくであろうと予想されますので、市長申立てが増えていくと考えられますし、昨今の新型コロナウイルス感染症による生活困窮者が増えていますので、必要に応じて助成制度を進めながら責務を果たしていきたいと考えております。

市長申立ての流れを改めてご説明いたします。現在市で実施している市長申立てのフローになりますが、たいていは病院などを通じて高齢者生活支援センターや障がいの相談員またケアマネジャーなどから情報が入って、そこから情報収集、ご本人や親族の調査をして、条件を満たせば福祉部長等が集まる判定委員会の中で申立ての可否を判定し、市町申立ての決定を行い、書類を整えて申立てを行っていきます。ここで課題になっているのが、市の判定委員会では、本当に申立てする人（2親等以内の親族）がいないのか、申立てが必要な状況になのかなどの条件を満たせば申立ての決定となりますが、申立ての条件の適否の判断を行う際に福祉的観点・権利擁護の視点で内容として申立てが必要なのかという検討が難しい現状があります。ご本人にとって申立てが支援として適切なのか、その後の支援課題も含めてどのような支援の見込みがある中で申立てが行われるべきなのかを第三者の専門職に意見を求める必要があるのではないかと考えています。申立ての必要性に関しては支援者も一緒に考えておりますが、支援者というのは当事者になってしまいますので、必要だという思いが強くなってしまいます。そのため合理性も含めて考える必要があると考えています。そこで、専門委員会を活用して専門委員会の学識経験者、司法関係者、福祉医療関係者から第三者の意見をいただいたうえで、判定委員会の判定の前に福祉的・権利擁護的視点に基づいた適否についてご意見を諮るスキームに見直したいと考えています。この流れや現状に関してご意見いただきたいと思っています。

(竹端委員長)

成年後見制度市町申立ての流れ等に関して、みなさんいかがでしょうか。

(長城副委員長)

スキームの再構築の検討の中で、専門委員会の活用の検討とありましたが、判定委員会にかける前に一つの別のステップとして専門委員会を設置したうえで、議論してその結果を判定委員会にかけるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局 吉川)

判定委員会の前に専門委員会に諮って意見をいただいたうえで、それを参考にしながら判定委員会で決定をしたいと考えています。

(長城副委員長)

わかりました。深く考えたうえで言っている意見ではないのですが、一般的な成年後見の市長申立ての最初のイメージは時間がかかるということです。判定委員会の前に専門委員会を設置して、福祉的観点・権利擁護的視点についての検討を行うことは大切なことで必要性はあることであると思うのですが、全体的にさらに手続きに時間がかかるという懸念されます。このようなアプローチはあると思うのですが、例えば、判定委員会の機能を自立させるということで、そのような議論を判定委員会で行うことができるのではないかと思います。

(竹端委員長)

長城委員に一つ質問ですが、新しい委員の方もいるので説明をお願いしたいのですが、市町申立てに時間がかかるとは具体的にどのようなところで、どのような危惧・懸念を感じているのでしょうか。

(長城副委員長)

我々弁護士は支援者としての関わる立場にあるのですが、事案があがってきてこの人には成年後見制度の申立てが必要だとなった時に、事前資料3-2にあるように、親族がおらず市長しか申立てする人がいないとなってから判定委員会にかかり、必要な資料を準備するわけなので、通常の申立てに比べて物理的に時間がかかります。この間に事態が悪化してしまうことが虐待ケースだとあることがありますし、身体的や精神的に病気の進行も懸念されるところでありますので、支援者側からすると早く後見人を決めたいという気持ちがあるので、早く適切な判断をもらいたいという心配の種があり、短くできないのかというコメントです。

(竹端委員長)

通常の申立てより2～3カ月ぐらいかかりますか。

(長城副委員長)

具体的な数字はないのですが、少なくとも1～2カ月はかかるのは間違いないです。

(竹端委員長)

特に身寄りのない方で急を要する場合だと、早く申立てができれば上手く対応できるのではないかという懸念ですか。

(長城副委員長)

はい、そうです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。長城委員に対するご意見いかがでしょうか。

(事務局 吉川)

市長申立てに時間がかかることは重々承知しているところではあります。ここからは権利擁護支援センターとの調整になるかと思うのですが、同時進行でできることは進めていきたいと思います。専門委員会が必ず前段になれば判定委員会ができないというわけではなく、専門委員会もしつつ、判定委員会を先に実施して、条件が整っているということを確認したうえで、専門委員会での意見を付記して考えていくということもできればと思いますし、専門委員会も必要に応じて書面開催で実施するなど開催の方法を工夫してできるだけスムーズに進

めていきたいと思えます。緊急性の事案に関しては必ずしもこのスキームで進めなければいけないということではなく、支援者とも適宜相談して進めていければと思えます。また、市長申立ての事務処理に関してもできるだけ早く進めていけるように関係課とも調整していきたいと思えます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。みなさんご意見・ご質問いかがでしょうか。

(森委員)

専門委員会設置の有無に関わらず、申立てから後見人開始の審判まで、どれぐらいの時間がかかるのでしょうか。

(事務局 吉川)

一番時間がかかるのが他市に戸籍を取り寄せる親族調査です。後の診断書の取得等はケアマネジャーなどの支援者が進めてくれていますので、戸籍の確認ができれば1カ程度月で市長申立てまではいけると考えています。

(森委員)

ありがとうございます。

(竹端委員長)

事務局に改めて事実確認ですが、親族調査に2～3週間かかるので長くなってしまいが、それ以外のところはできるだけ短くする努力ができるということでもよろしいでしょうか。

(事務局 吉川)

はい。支援者は市長申立てを見越した段階で、早め早めに資料の準備に着手していますので、そのような意味で親族調査を行う段階や比較的早く確認できる2親等以内の親族を確認後、専門委員会を開催するなどできるだけタイトなスケジュールでできるように工夫したいと思えますし、また、これで進めてみてうまくいかないところがあればご意見をいただきながら、修正していきたいと思えます。

(竹端委員長)

今日ご意見いただいたように、専門委員会を作ることが身寄りのない人の後見人申請の足かせになってはいけないのですが、そこは柔軟に対応いただけるということでしたので、その方向でお願いします。では、次の議事に進みます。

イ 身寄りのない人への支援における支援者共通ガイドラインの作成について

【事前資料4 身寄りのない人の支援ガイドライン企画案】

【当日資料1 病院ヒアリング調査結果】

(権利擁護支援センター 谷センター長)

この調査は令和2年度に病院から身寄りのない方に関する相談が多かったことを受けて、身寄りのない方の支援における課題を具体的に把握しようということで実施しました。当日資料をご覧ください。調査対象は3病院です。身寄りのない人の定義は、単に身寄りのない人がいないというわけではなく、家族が遠方の方で関わり困難であったり、家族が関わり拒否していたり、虐待であったり、本人が家族との関わりを拒否している方を含めて身寄りのない方としています。そのような方との関わりを、入院時、退院時、死亡時、意思決定支援に関わる時などの状況分けてまとめています。他は関係機関との連携調整に関すること、対応に苦慮していること、病院が求めていることをまとめています。これらを踏まえて、課題と取組を4つにまとめており、4つ目、身寄りのない人の支援における支援者間の基本的な内容を共有して共通理解を持つことで支援の充実を図るということで、ガイドラインの作成を今年度進めていきたいと思っております。そのガイドライン作成の企画案が事前資料4になります。

身寄りのない人、いても支援が見込めない場合を含む方の支援において、医療職だけでな

く、福祉職等の支援者が基本的な対応について共通理解を持つことにより、本人への支援の充実を図ることを目的に、昨年度のヒアリング調査を参考に、福祉従事者、ケアマネジャーや相談支援専門員にもヒアリング調査実施し、その結果を踏まえて、プロジェクトチームで本ガイドラインを作成することを想定しています。

プロジェクトチームについては、権利擁護支援システム推進委員会設置要綱の第7条の定めに従って設置したいと思っています。

企画案の3にスケジュール案があります。具体的なスケジュールは、プロジェクトチーム発足後、決めていきたいと思いますが、現在決まっている予定は、プロジェクトチームを開催しながら、ヒアリング内容やスケジュールを決めて進めるという流れになっています。具体的には、ヒアリングの内容の決定、実施、結果のまとめ、ガイドラインの案を作成、修正、完成です。完成後は報告会や研修を実施していきたいと考えています。

(竹端委員長)

ご質問やご意見ありますでしょうか。

主旨の確認ですが、昨年度調査した報告書の中から、どうしていくことが必要だから、ガイドラインを作成したいと思ったか端的に教えていただければよろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

支援者と何度もやりとりするため時間がかかるということや、どこに相談したらよいかわからない等、支援者間の連携に課題があるとご意見いただきました。そのようなニーズに対して、どのような社会資源を使って支援を進めていくかという共通理解が必要だろうということでガイドラインの作成を企画しました。

(竹端委員長)

前提として、現時点では身寄りのない人の支援に対して誰が責任を持つかが不明確であったり、あるいは、関係する病院や地域包括支援センター、ケアマネジャーの足並みがそろわなかったり、情報共有が進まなかったりするため、ヒアリングをしっかりと行って、このようなガイドラインを作成するということがよろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

現在は支援機関が各々で支援している状況ですが、今後は支援機関で連携していく必要があるので、ガイドラインを作成して迅速に連携していきたいと考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。委員のみなさま、ご意見やご質問いかがでしょうか。

(森委員)

仕事で身寄りのない人の見守り活動を行っているのですが、今回のヒアリングは身寄りのない人、本人に聞き取ったということではなく、病院を対象として、病院の方に聞いた病院側からみた課題ということですか。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

はい、そうです。

(森委員)

わかりました。本人の意見や感情は別の課題があるかもしれませんね。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

それはあるかもしれないです。基本的には本人の意見を確認しながらだとは思いますが、支援者目線の課題と本人の思っている課題に多少ずれがあるかもしれないです。

(竹端委員長)

森委員のおっしゃっていただいているのは、ご本人に聞いてみると違ったものになるのではないかということですか。

(森委員)

はい、例えば、家の警報装置などのハード面です。市営住宅ではきちんと整備されていると思いますが、身寄りのない人がおひとりで暮らされていると緊急事態の処理の仕方など、病院だけではわからないことがあるのではないのかなと思います。

(竹端委員長)

前年度は病院において、未払いであったり亡くなってしまったりした人をどうしようということであったのですが、実際に在宅生活に関しては緊急時の対応など、どこまでを調査の対象にするのか、ということがありますよね。

(森委員)

そうです。

(竹端委員長)

わかりました。このことに関して谷センター長いかがでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

今回は福祉職に対してもヒアリングする予定ですが、その中で在宅の方の支援ニーズが出てくると思いますので、どのように社会資源を使っていくか検討したいと思います。

(安達委員)

身寄りのない人の定義について教えてください。また、想定されているプロジェクトチームのメンバーを教えてください。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

定義は、家族親族がいない方以外に、遠方で関わりのない方、家族が病気や障がいなどで支援力に問題がある、家族から虐待やDVがある方、本人が家族の接触を拒否している方など、身寄りはあるが支援が見込めない場合も含めて身寄りのない人と考えたいと思っています。

2つ目のプロジェクトチームのメンバーに関しては、企画のご意見をいただいた上で話をさせていただこうと思っていました。

(事務局 吉川)

補足として、前回の委員会の会議録の中に書いてあるのですが、竹端委員長より、身寄りのない人という言葉で表そうとすると様々な誤解が生じるのではないかとということで、どのような表現が適切かという前置きのもと、身寄りのない人のほか、本人の支援関係が薄いなどという表現にしてはどうか、その方が実態をつかみやすいのではないかとというようなご意見をいただいておりますので、関係機関へのヒアリングを行いながら対象者像、支援が必要な方が、もう少し明確になっていけばいいかと思います。

(竹端委員長)

今回の企画案にも身寄りのない人の横にかっこ書きで、いても支援が見込めない場合も含むと書いていただけてくださいますね。そのあたりが今おっしゃっていただいたことになるのかと思います。ほかにみなさまご意見いかがでしょうか。無いようでしたら後半のプロジェクトチームのメンバー等について谷センター長お願いします。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

プロジェクトチームの立ち上げに関し、3点承認等をお願いします。1つ目はプロジェクトチームの立ち上げのご承認をいただきたいこと、2つ目は竹端委員長に委員のご指名をお願いします。3つ目は、プロジェクトチームを先導していただく座長として竹端委員にお願いしたいと考えています。

(竹端委員長)

プロジェクトチームを立ち上げてよいのか、そのメンバーを私が指名してよいのか、その議事を私が進めて良いのかという3点について、みなさまいかがでしょうか。

プロジェクトチームを立ち上げるにあたって、どのようなメリットがあるのか教えていただければ幸いです。

(事務局 吉川)

事務局は権利擁護支援センターが中心となって行いますが、この問題に関しては高齢、障がいに関わる様々な方からの広くご意見をいただきたいと思っております。それぞれの持つておられるネットワークを活用させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、プロジェクトチームという形で、ご意見をいただく機会を密に取りながら進めることができれば、よりみなさまが使い勝手のよい、そして、思いがこもったガイドラインができることによって今後の活用に生かしていくことができるのではないかと思います。

(竹端委員長)

メンバーを私が指名するにあたって、できるだけ現場に近い方を指名したらよいということでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

はい。権利擁護支援システム推進委員会の内部の委員の中から数名、外部の関係機関の方にもご参加いただけたらと思います。

(竹端委員長)

わかりました。そういうことですので、私がプロジェクトチームの座長を引き受けさせていただきます。プロジェクトチームを立ち上げるということによろしいでしょうか。メンバーについては、高齢部門はケアマネの友の会の柳橋委員に、障がい部門は自立支援協議会の三芳委員に関わっていただくということをお願いします。

(三芳委員)

はい、わかりました。

(柳橋委員)

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

(竹端委員長)

よろしく願いいたします。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

外部のメンバーですが、今想定しているのは、地域包括支援センターや介護保険施設の方などにご参加いただきたいと思っています。

(竹端委員長)

そうですね。私が気になっているのは身寄りのない人という、精神疾患で病院に入院されている方や入所施設という方がいるかと思うので、場合によってはそのような方にも聞き取る可能性があるということをご検討いただければと思います。身寄りのない人という引きこもりの方が関わってきたときに生活困窮者自立支援事業を担当されている方とのヒアリングやすり合わせを今後の課題として考えていただきたいと思っています。この件について、ほかにご意見いかがでしょうか。

(事務局 吉川)

事務局から、ヒアリングという点で前回は病院だけはヒアリングを実施しましたが、市内のクリニックなどの医療機関にはヒアリングができていないので、タイミングが合えば市内の医療機関の方にもご協力いただきたいと思っています。

(竹端委員長)

池本委員のところに身寄りのない患者さんが来られて大変になったケースはありますか。

(池本委員)

身寄りのない方は基本的に地域包括支援センターの方がつれてきてくださっているので、困るということはありません。身寄りのない方が来て困ることはありません。

(竹端委員長)

基本的に池本委員のところに來られて身寄りのないということがわかるというよりは、すでに相談機関につながってこられているという方が多いということですね。

(池本委員)

そうですね。そのような方も事前に予約を取られて受診するという流れが一般的ですね。

(竹端委員長)

では、逆に患者さんで身寄りの方が亡くなって大変そうだなという方も少ないですか。

(池本委員)

ごくまれにあります。そのような場合はこちらから地域包括支援センターに連絡することがあります。

(竹端委員長)

そのような意味では、普段から地域包括支援センターから池本委員のところに連絡があるから、池本委員のところはそのような対応ができるということでもよろしいでしょうか。

(池本委員)

そうですね。あまり、身寄りのない方が進んで病院にいらっしゃらないですね。

(竹端委員長)

ありがとうございます。場合によってはその医療機関だけではなく、どのような医療機関につなぐのかということがあるかと思いますが、先ほどの池本委員のご意見によると、医療機関に來られる身寄りのない方は、すでにどこかにつながっている方が医療機関にいらっしゃるということでした。

(池本委員)

それが一般的だと思います。

(竹端委員長)

わかりました。ありがとうございます。

今日、初めてご参加いただいた、市民委員の小野委員、この件についても、この件以外でもわからないところ何かありましたら、ご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(小野委員)

よろしく願いいたします。初めてのことで資料を追うことが精一杯でした。直接関係することではありませんが、今の池本委員のお話をうかがって、私は民生委員もしておりまして、ご家族はいらっしゃるようですが、確認できないまま急に倒れられて、そのまま亡くられるという経験したことがあります。そのような場合、確認ができないこともあって、正解がないことですが、どうすればいいのかなと悩むことがあるので、このようにガイドラインを整えて進めていただければ、一人でも安心して過ごせる方が増えるのではないかと思います。

(竹端委員長)

本日、芦屋市民生・児童委員協議会の村岡委員がいらっしゃらないので、小野委員にうかがいたいですが、民生委員の中でそのような身寄りのない方の支援での困りごとは多いのでしょうか。それとも、このようなやり方があるよと教えてもらうことがありますか。

(小野委員)

私はないです。地域性があるので、個々に先輩に習ったり相談したりしながら、経験値を上げていくしかないと感じているところです。私が経験しているような中では、今お話したような方もあれば、ご本人が、「自分が倒れたらおしまいですので」と言い切って、自分の力だけで乗り切ろうと頑張る方や、子ども負担がかかっている子どもだけを頼るという、こちらが問題や課題を感じているケースが少なくなく、新型コロナウイルス感染症で増えてきているのではないかという実感です。

(竹端委員長)

今のお話を聞いて思ったのですが、身寄りのない方の周りには親族はいるけど、切れているのではないかと、普段の民生委員の活動からは見えないなというグレーゾーンはけっこういて、グレーゾーンも普段は問題ないが、何かがあった時に身寄りのない方になってしまう可能性があるということですか。

(小野委員)

全てではないですが、遠方において気にはされている中、アクシデントがあって地域の方にお世話になって駆け付ける方もいらっしゃると思いますが、そうではなく、緊急連絡先も預かっていますが、これは良好な関係ではないだろうなという方で、老化が進んでおられて何あったら怖いなど感じている場合もあります。

(竹端委員長)

ありがとうございます。これはパンドラの箱みたいなもので、身寄りが全くない方と限定したら少ないのかもしれないのですが、企画案のかつこ書きにもあった支援の見込みがない方を含めると対象者が広がる可能性があるのですが、逆にその可能性をきちんと見据えた支援体制を組まないと、2025年に団塊の世代が75歳以上になった後、身内がいても支援が見込めない場合がどんどん増えていく可能性があります。その時に向けて早いうちに対策をするために、この1、2年の間でこのようなガイドラインを作成することを考えておられると思いますので、今日いただいたご意見を基にグレーゾーンの方をどうするのか、ヒアリングの中で聞きながら深めていくということができればと思います。

ほかにみなさんご意見いかがでしょうか。

(福島委員)

ガイドラインを一から作ろうとすると大変だと思います。ですので、魚沼市のガイドラインを参考にしながら、独自の社会資源や独自の視点を上乗せしていくということがいいのではないかと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。谷センター長に質問ですが、他にどこの自治体がガイドラインを作成していて、そのガイドラインとどのように違うのかわかれば教えてください。

(権利擁護支援センター 谷センター長)

魚沼市の他、つながる鹿児島という厚生労働省から調査研究費をもらって調査しているところがあります。基本的に今出ているガイドラインは高齢者を対象としたガイドラインがほとんどで、障がいの方を含めたガイドラインの作成が他と違うところだと思います。出ているガイドラインを参考に、障がいの分野など足りないところが何かをプロジェクトチームのメンバーの方と作っていったらと思います。

(竹端委員長)

議事が全て終わったように思います。事務局にお返しします。

(事務局 吉川)

本日いただいたご意見をもとに、下半期以降にプロジェクトチームの立ち上げ等を進めていきたいと思っております。また、その間もみなさまにお声がけいただきご協力いただくこともあるかと思っておりますが、引き続きよろしく願いいたします。

次回は令和5年2月頃と考えております。日程が決まりましたらご連絡いたします。

(竹端委員長)

様々な立場の方に参加いただいて議論をし、それぞれのご専門のことをお話いただき、議事を進めていきたいと思っております。次回はガイドライン等を議論すると思っております。事前にどこまでできたかといった資料をお送りしますので、みなさまから活発なご意見をいただき、教えていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

以上